

令和2年5月8日

短時間保育の保護者様

台東区立たいとうこども園
園長 池田 美恵子

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う対応について

台東区においては、国の動向や都の方針を踏まえ、区立幼・小・中学校（園）を5月17日（日）まで臨時休業とさせていただいているところ、今般、東京都教育委員会教育長より、臨時休業を延長するよう方針が示されました。国の動向や都の方針を踏まえた区の方針に従い、当園の臨時休業期間を下記のとおり延長することといたしましたので、御案内いたします。

なお、今後も国及び都の動向等により、下記内容が変更になる場合があります。園や区のホームページを御確認くださいませよう、お願いいたします。

記

1 臨時休業の再延長について

これまで5月17日（日）までとしていた臨時休業を、5月31日（日）までとします。

2 保護者の都合等により自宅等で過ごすことが困難な幼児の受入れについて

保護者が、感染症対策に従事している消防、救急、警察、交通、行政、医療等の職員であったり、御家庭の状況により、どうしても就業の都合を付けられなかったりする場合には、園に御相談ください。

3 令和2年5月分の給食費について

前月（4月分）と同様、保護者の皆様にご負担いただく5月分給食費（4,500円）については、臨時休業期間中であり給食提供が実施されないことから、短時間保育のお子様の給食費は免除とします。なお、今回の免除措置においては、所定の「給食費免除措置に関する申請書」の提出は不要です。

4 今後（臨時休業終了後）について

6月1日（月）以降のスケジュールにつきましては、現在未定となっております。始業式（短時間保育の進級園児）や入園顔合わせ会（短時間保育の新入園児）の開催の有無も未定となっております。今後の国や都の動向を踏まえて区で決定され、適時、Kindy、ホームページ等にてお知らせしていく予定です。

以上